

令和4年3月14日

「改正著作権法第104条の10の4第1項の規定に基づく「図書館等公衆送信補償金」の額の認可に係る審査基準及び標準処理期間（案）」に関する意見募集の実施について

この度、「改正著作権法第104条の10の4第1項の規定に基づく「図書館等公衆送信補償金」の額の認可に係る審査基準及び標準処理期間（案）」に関する意見募集を実施しますので、お知らせします。

1. 趣旨

この度、文化庁では、「著作権法の一部を改正する法律」（令和3年法律第52号）により、改正著作権法第104条の10の4第1項の規定に基づく「図書館等公衆送信補償金」の額の認可を予定しています。

つきましては、本件に関し、行政手続法第39条に基づき、改正著作権法第104条の10の4第1項の規定に基づく「図書館等公衆送信補償金」の額の認可に係る審査基準及び標準処理期間（案）について、意見募集を実施いたします。

御意見等がございましたら、下記の要領にて御提出ください。

2. 実施期間（予定）

令和4年3月14日（月）～令和4年4月12日（火）

3. 対象となる資料

改正著作権法第104条の10の4第1項の規定に基づく「図書館等公衆送信補償金」の額の認可に係る審査基準及び標準処理期間（案）

4. 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載又は文化庁著作権課における資料配布。

（※e-Govのリンクは以下のとおり）

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>

（担当）
文化庁著作権課法規係
電話：03-5253-4111（内線2775）
Eメール：chosaku@mext.go.jp